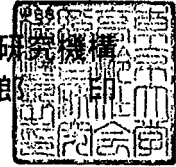


平成30年5月21日

柏市長 秋山 浩保 様

東京大学高齢社会総合研究機構
機構長 大方 潤一郎



医療・介護レセプト等を用いた調査研究実施のための
資料提供について（依頼）

標記について、下記の通り資料の提供を依頼いたします。

記

1. 使用目的

平成22年12月21日付け「国立大学法人東京大学と柏市との連携協力に関する協定」に基づき、柏市居住者に関する医療・介護レセプトや要介護認定調査のデータを探索的に分析することを通じて、在宅医療・介護サービスの提供のあり方を含む地域包括ケア施策に資する資料を創出することにより、柏市の計画策定ならびに学術の発展に寄与するもの。

2. 使用者

東京大学高齢社会総合研究機構 医療・介護レセプト等を用いた調査研究班
（※研究班メンバーについては、別表を参照のこと。なお、年度ごとメンバーの異動が想定されることから、適時別表の更新版を提出するものとする。）

3. 提供希望資料

別紙仕様書を参照のこと

4. 提供希望メディア

東京大学が準備するハードディスクドライブ

5. 提出期日

情報抽出にかかる工数を相談の上で決定

6. 資料の発表にあたっての事前協議

本研究のもと行われる個別の分析テーマについては、研究計画立案及び結果公表の際に、あらかじめ柏市地域医療推進課へ内容の確認を求めることとし、

柏市の確認を経て公表するものとする。

7. 個人情報の取り扱い

本研究にかかる個人情報の取り扱いについては、柏市、東京大学高齢社会総合研究機構、情報処理を取り扱う事業者の間で別途協定書を締結し、取り扱うものとする。また、本研究の実施にあたり、東京大学ライフサイエンス委員会倫理審査専門委員会による研究倫理審査を受審し、その承認を得るものとする。

8. 連絡先

東京大学高齢社会総合研究機構

担当：教授 飯島勝矢 / 特任研究員 吉江悟

住所：〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1 工学部8号館6階

電話：03-5841-1662 ファックス：03-5841-1662

メール：ijima@log.u-tokyo.ac.jp / yoshies-ky@umin.ac.jp

別紙

医療・介護レセプト等を用いた調査研究 提供希望資料 仕様書

1. 抽出対象データ

2. 抽出期間における各月1日時点において柏市在住の者に関する以下のデータについて、3. の条件に沿った処理を施したもの（※探索的なデータ解析を行うため、提供希望範囲は特定項目に限定しない）

- (1) 国民健康保険給付費・被保険者台帳・特定健診・特定保健指導データ
- (2) 後期高齢者医療制度給付費・被保険者台帳・後期高齢者健診・後期高齢者保健指導データ
- (3) 介護保険給付費・被保険者台帳データ
- (4) 要介護認定調査データ（主治医意見書データを含む）

2. 抽出期間

平成24年4月1日～平成30年3月31日（※但し、中長期的なサービス利用の効果等の評価を行うため、先の期間についても今後提供を希望する）

3. 抽出条件

1. のデータ提供にあたっては、元となるレセプト等データ（各保険者が各業務のために保っているデータ形式のもの）に以下の処理を施し、対象となる住民個人が特定されないよう配慮された形のデータの提供を受けることとする

- (1) データ中に氏名、被保険者番号が含まれる場合には、当該列に収載されている情報をブランクにすること
- (2) (1) の代わりとして、2. (1)～(5) の各データシートを住民1人1人の単位で紐付けすることができるよう、固有のIDを付与すること（なお、当該固有IDと氏名、被保険者番号の対応表は、東京大学には知らされないものとする）
- (3) データ中に生年月日が含まれる場合には、生年データに変換すること
- (4) データ中に住所が含まれる場合には、町丁目レベルのデータに変換するとともに、日常生活圏域のコードを付与すること

別表

医療・介護レセプト等を用いた調査研究 研究班メンバー

(平成30年5月18日時点、順不同)

No.	氏名	所属機関	職名
1	飯島勝矢	東京大学高齢社会総合研究機構	副機構長／教授
2	秋下雅弘	東京大学高齢社会総合研究機構／東京大学大学院医学系研究科	副機構長／教授
3	吉江悟	東京大学高齢社会総合研究機構／筑波大学大学ヘルスサービス開発研究センター／慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教室	特任研究員／研究員／特任研究員
4	石井伸弥	東京大学大学院医学系研究科	助教
5	藤崎万裕	東京大学高齢社会総合研究機構	特任助教
6	松本佳子	東京大学高齢社会総合研究機構	学術支援専門職員
7	田中友規	東京大学大学院医学系研究科	大学院生
8	石崎達郎	東京都健康長寿医療センター研究所／筑波大学医学医療系	研究部長／客員教授
9	光武誠吾	東京都健康長寿医療センター研究所	研究員
10	涌井智子	東京都健康長寿医療センター研究所	研究員
11	土屋瑠見子	ダイヤ高齢社会研究財団／東京都健康長寿医療センター研究所	研究員／非常勤研究員
12	田宮菜奈子	筑波大学医学医療系	教授
13	森隆浩	筑波大学医学医療系／東金九十九里地域医療センター	准教授／副部長
14	杉山雄大	筑波大学医学医療系／国立国際医療研究センター	准教授／室長
15	阿部智一	筑波大学医学医療系／順天堂大学医学部附属浦安病院救急診療科	客員教授／先任准教授
16	四津有人	筑波大学医学医療系／茨城県立医療大学	客員准教授／准教授
17	伊藤智子	筑波大学医学医療系	助教
18	岩上将夫	筑波大学医学医療系	助教
21	金雪瑩	筑波大学大学ヘルスサービス開発研究センター	研究員
22	裴麗瑩	筑波大学大学ヘルスサービス開発研究センター	研究員
23	全保永	筑波大学大学ヘルスサービス開発研究センター	研究員
24	黒田直明	筑波大学大学ヘルスサービス開発研究センター	研究員
25	佐藤幹也	筑波大学大学ヘルスサービス開発研究センター	研究員
26	Felipe Sandoval	筑波大学大学ヘルスサービス開発研究センター	研究員
27	伊藤沙紀子	筑波大学大学ヘルスサービス開発研究センター	研究員
28	陣内裕成	筑波大学大学ヘルスサービス開発研究センター	研究員
29	渡邊多永子	筑波大学大学ヘルスサービス開発研究センター	客員研究員
39	石川雅俊	筑波大学大学ヘルスサービス開発研究センター	客員研究員
30	松田智行	筑波大学大学ヘルスサービス開発研究センター／茨城県立医療大学	客員研究員／准教授
31	賀古毅	筑波大学大学院人間総合科学研究科／筑波中央病院	大学院生／医師
32	植嶋大晃	筑波大学大学院人間総合科学研究科	大学院生

33	内田雅俊	筑波大学大学院人間総合科学研究科／獨協医科大学医学部	大学院生／副部長
34	永田功	筑波大学大学院人間総合科学研究科／横浜市立みなと赤十字病院	大学院生／副部長
35	泉田信行	筑波大学大学院人間総合科学研究科／国立社会保障・人口問題研究所	大学院生／研究部長
36	谷口雄大	筑波大学附属病院	初期研修医
37	佐々木健佑	筑波大学大学院システム情報工学研究科	大学院生
38	嶋藤菜摘	筑波大学大学院人間総合科学研究科	大学院生
40	安富元彦	筑波大学医学群	学部生
44	高橋秀人	国立保健医療科学院	統括研究官
45	吉村健佑	国立保健医療科学院／千葉大学医学部附属病院	客員研究員／特任講師
46	佐藤大介	国立保健医療科学院	主任研究官
47	大野賀正昭	国立保健医療科学院	主任研究官
48	松繁卓哉	国立保健医療科学院	主任研究官
49	森山葉子	国立保健医療科学院	主任研究官
50	緒方裕光	女子栄養大学栄養学部	教授
51	林正幸	福島県立医科大学	特任教授
52	馬恩博	福島県立医科大学	准教授
53	藤井仁	目白大学大学院看護学研究科	准教授
54	西村周三	医療経済研究機構	所長
55	佐方信夫	医療経済研究機構／筑波大学大学ヘルスサービス開発研究センター	主任研究員／研究員
56	浜田将太	医療経済研究機構／筑波大学大学ヘルスサービス開発研究センター	主任研究員／研究員
57	近藤克則	千葉大学予防医学センター	教授
58	辻大士	千葉大学予防医学センター	特任助教
59	長嶺由衣子	千葉大学予防医学センター	特任研究員
60	近藤尚己	東京大学大学院医学系研究科	准教授
61	高木大資	東京大学大学院医学系研究科	講師
62	齋藤順子	東京大学大学院医学系研究科	特任研究員
63	尾島俊之	浜松医科大学健康社会医学講座	教授
64	相田潤	東北大学大学院歯学研究科	准教授
65	齊藤雅茂	日本福祉大学社会福祉学部	准教授
66	後藤励	慶應義塾大学経営管理研究科	准教授
67	加藤弘陸	慶應義塾大学経営管理研究科／日本学術振興会	訪問研究員／特別研究員PD
68	伊角彩	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科	プロジェクト研究員
69	芦田登代	東京大学大学院経済学研究科	特任研究員
70	宮田裕章	慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教室／東京大学大学院医学系研究科	教授／教授
71	一原直昭	慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教室／東京大学大学院医学系研究科	訪問研究員／特任助教
72	嶋田光希	慶應義塾大学大学院医学研究科	大学院生
73	二宮英樹	慶應義塾大学大学院医学研究科	大学院生
74	福井小紀子	大阪大学大学院医学系研究科	教授
75	藤田淳子	順天堂大学医療看護学部	准教授
76	川越雅弘	埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科	教授

77	石川ベンジャミン光一	国際医療福祉大学大学院医学研究科	教授
78	山本則子	東京大学大学院医学系研究科	教授
79	五十嵐歩	東京大学大学院医学系研究科	講師
80	野口麻衣子	東京大学大学院医学系研究科	助教
81	北村智美	東京大学大学院医学系研究科	大学院生
82	森田光治良	東京大学大学院医学系研究科	大学院生
83	宇田和晃	東京大学大学院医学系研究科	大学院生
84	菅原育子	東京大学高齢社会総合研究機構	特任講師
85	村山洋史	東京大学高齢社会総合研究機構	特任講師
86	木全真理	東京大学高齢社会総合研究機構	特任助教
87	中野航綺	東京大学大学院人文社会系研究科	大学院生
88	金テ恩	東京大学大学院人文社会系研究科	大学院生
89	金洪ジク	東京大学大学院工学系研究科	大学院生
90	山根清	東京大学大学院公共政策学教育部専門職学位課程	大学院生

国立大学法人東京大学と柏市との連携協力に関する協定

国立大学法人東京大学を甲とし、柏市を乙として、甲乙両当事者は、その連携協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携協力を行うことにより、学術研究、人材の育成及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 前条に基づく連携協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学術研究の成果の活用
- (2) 知的・人的資源の活用
- (3) その他この協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項に基づく連携協力の実施にあたっては、必要に応じ別途申合せ等を定めるものとする。

(協定存続期間)

第3条 この協定の存続期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の6か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年12月21日

甲 東京都文京区本郷七丁目3番1号
国立大学法人東京大学
総 長

乙 千葉県柏市柏五丁目10番1号
柏市
柏市長

菅 田 圭 一

秋 山 孝 保

東京大学高齢社会総合研究機構と独立行政法人都市再生機構と柏市との連携に関する 協定書

東京大学高齢社会総合研究機構（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）と柏市（以下「丙」という。）は、柏市豊四季台地域を主とした地域貢献と相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互の協力により、柏市豊四季台地域を主とした地域社会の発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 在宅医療の推進に関すること
- (2) 在宅医療を担う医療・介護職の育成に関すること
- (3) 生きがい就労、生きがい支援に関すること
- (4) 生涯学習に関すること
- (5) 高齢者等の住宅に関すること
- (6) 移動手段に関すること
- (7) その他、甲、乙及び丙が必要と認める事項

（連絡調整窓口）

第3条 甲、乙及び丙は、前条各号に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行うものとする。

（協議会）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携、協力を継続的に展開していくための協議の場として、豊四季台地域高齢社会総合研究会を設置するものとする。

（協議事項）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携、協力の具体的内容及び成果の利用条件その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

（情報保護）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携、協力にあたり、知り得た情報について、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。

(有効期間)

第7条 この協定は、締結の日が発効し、その日から5年間を有効期間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲、乙又は丙からの異議申し立て等がない場合には、この協定は自動的に更新され、その期間は3年間とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の条項について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

本協定の証として、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、それぞれその1通を保有する。

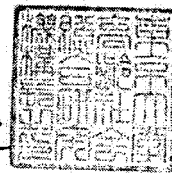
平成22年5月13日

東京大学高齢社会総合研究機構

機構長

鎌田 実

実

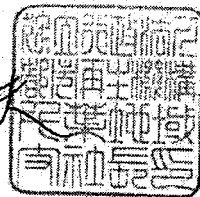


独立行政法人都市再生機構千葉地域支社

地域支社長

木村 重夫

重夫

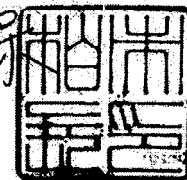


柏市

市長

秋山 浩保

浩保



東京大学高齢社会総合研究機構と独立行政法人都市再生機構と
柏市との連携に関する協定書の一部を変更する協定書

東京大学高齢社会総合研究機構（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）と柏市（以下「丙」という。）とは、平成22年5月13日付けで締結した東京大学高齢社会総合研究機構と独立行政法人都市再生機構と柏市との連携に関する協定書（以下「原協定」という。）について、次のとおり原協定の一部を変更する協定を締結する。

（原協定第2条の変更）

第1条 原協定第2条中(7)を(9)とし、(6)の次に次の2号を加える。

(7) 生活支援サービスに関すること

(8) 健康づくり・介護予防に関すること

(その他)

第2条 本協定に定めのない事項または本協定の条項について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

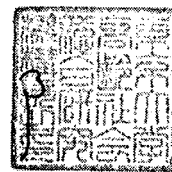
本協定締結の証として、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成27年5月12日

東京大学高齢社会総合研究機構

機構長

丸方 潤一郎



独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
関東地域担当本部長

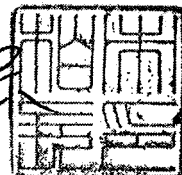
守安 雅志



柏市

市長

秋山 浩保



調査研究の目的・方法・効果

議題2 資料2-2③
8月29日審議会

目的	・以下の要素を満たすデータを収集・分析し、在宅療養の推進に資する知見を得る。 (a)療養場所（施設等の類型）ごとに (b)どのような状態像の患者が (c)どのような医療や介護を受けながら療養生活を送っているかを経時的に把握 (d)結果としてそれぞれの患者がどのような転帰に至ったか
方法	(1)医療レセプト、介護レセプト、要介護認定調査情報など既存情報の組み合わせにより分析を行う。 (2)そこに患者アンケート等の新規取得データを重ね合わせた接合分析を行う (3)以上データを利用した詳細分析を通じて、在宅療養の継続要因あるいは中断要因を探り、在宅療養継続の難易度を測定する指標の作成を検討する。 (4)全国の自治体の在宅医療の施策評価に継続的に利活用されつつ、長寿先進国日本発の学術的知見の創出にも寄与する。
効果	・(a)～(c)の要素を検討することで、各施設が当初期待された機能に見合った医療を提供できているか確認できる。 ・(d)を検討することで、患者アウトカムの達成状況を評価することができる。 ・これらの検討を通じて、在宅医療に関する日本発の学術的知見を発信していくための標準的なデータベースの枠組みを見出すための示唆が得られる。

柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会 協定の締結

H22年当時、高齢化率が40%を越えていた豊四季台団地地域をモデルとして、「高齢社会の安心で豊かな暮らし・方・まちのあり方」を柏市、東京大学、UR都市機構の三者で議論し、実践するために協定を締結

当初協定の主な連携事項

平成22年 5 月から 5 年間

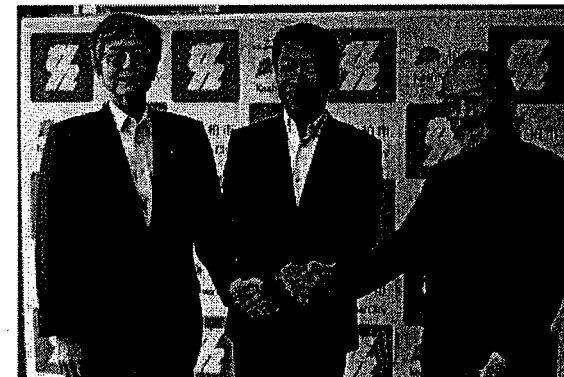
- 1 在宅医療の推進
- 2 在宅医療を担う医療・介護職の育成
- 3 生きがい就労・生きがい支援
- 4 生涯学習
- 5 高齢者等の住宅
- 6 移動手段
- 7 その他、必要と認める事項



変更後の主な連携事項

平成27年 5 月から 継続中

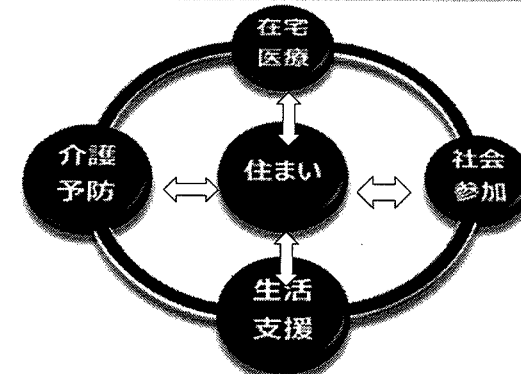
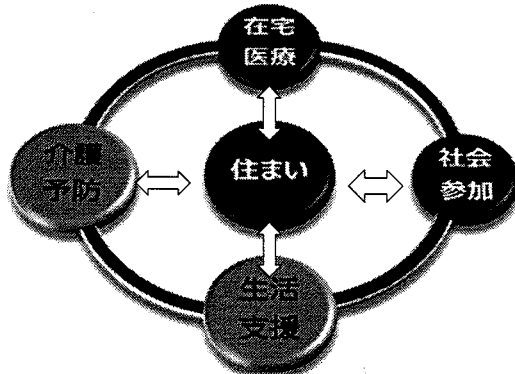
- 1 在宅医療の推進
- 2 在宅医療を担う医療・介護職の育成
- 3 生きがい就労・生きがい支援
- 4 生涯学習
- 5 高齢者等の住宅
- 6 移動手段
- 7 生活支援サービス**
- 8 健康づくり・介護予防**
- 9 その他、必要と認める事項



柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会 第1フェーズから第2フェーズへ

第1フェーズ 2010～2015

第2フェーズ 2015～2018



	H22	23	24	25	26	27	28	29
在宅医療	【体制・ルール構築】					【普及と定着、質や機能の向上】		
	在宅医療に対する負担を軽減するバックアップシステムの構築 主治医・副主治医制度の構築、病院のバックアップ機能を確保（10病院会議にて）					更なる在宅医療推進体制の構築 主治医・副主治医制度の機能強化、訪問STの基盤強化		
	在宅医療を行う医師等の増加及び多職種連携の推進 顔の見える関係会議、在宅医療研修の開催等					多職種連携の質、機能の向上 「患者、家族の意思決定を支える」ためのプログラムの開発 総合特区事業所を核としたトータルヘルスケアステーションの創設		
	情報共有システムの構築 ICTを活用し、患者の情報を医療・介護職で共有し、多職種連携を推進					在宅医療への取り組み成果の見える化 ICTシステムから抽出した患者・家族の声をHP等に掲載するなど、市民が在宅医療のイメージをしやすい情報を発信		
生活支援	市民への啓発 民生委員等地域住民への啓発、在宅医療情報誌「わがや」の発行					在宅医療・介護連携の評価指標の設定		
						【各コミュニティエリア】 地域支え合い会議設立・運営支援		
介護予防	【調査研究】 2千人の追跡健康調査 ⇒フレイル予防プログラム開発					【フレイルチェックの実践・拡大・定着】 フレイルチェック事業 フレイル予防プロジェクト2025		
社会参加	【モデル開発】 生きがい就労創成					【生きがい就労の全市展開】 シルバー人材センターによる全市展開 セカンドライフプラットフォーム事業（厚労省モデル事業第1期） セカンドライフプラットフォーム事業（厚労省モデル事業第2期）		
住まい						【豊四季台】 拠点型サ高住の誘致 【その他の地域】 在宅医療・介護サービス拠点の検討		

課題を解決するための新たな取り組み（第2フェーズ）

在宅医療第2フェーズWGの設置

（構成：柏市医師会，柏市訪問看護ステーション連絡会，東京大学，柏市）

- ➡主な議論内容は、①主治医・副主治医制の更なる機能強化 ②在宅医師と病院医師との連携強化
③訪問看護ステーションの基盤強化

- ①医師会主導による，主治医・副主治医制の更なる機能強化に関する研究
（勇美記念財団在宅医療助成事業）をH29年度実施⇒研究から得られた検証結果を発信予定。
- ②病院と在宅のシームレスな連携体制を構築するため，「病院と在宅との更なる連携強化に向けた研修会」を実施した。引き続き病院と在宅の連携を図るための効果的な取り組みを進める。
- ③基盤強化の考え方として，事業所常勤換算数の増加に加えて，看護体制強化加算等の要件を追加。
訪問看護STマップの作成等を活用して，戦略的な訪問看護STの配置誘導等の政策を検討。

多職種連携の質の向上

- ➡これまで培ってきた多職種連携をベースに，連携の質の向上を目的として，患者家族の意思決定支援勉強会，事例検討会を開催。これらを通じて作成した教育プログラムを地域で実施できるよう検討する。

在宅医療・介護連携の評価指標の設定

- ➡レセプトデータや将来推計を基に，在宅医療・介護連携に関する評価指標を設定
介護保険事業計画に合わせて3年ごとに分析・評価を実施，各職能団体と共有し取り組みの方向性を協議

在宅医療見える化プロジェクト

- ➡現状では市民の在宅医療への認知度は低い。
啓発ツールごとにターゲットを絞り，優先順位をつけて戦略的に啓発活動を展開していく。

在宅医療・介護連携の評価指標

アウトカム指標		利用者・家族の生活満足度 医療・介護サービス従事者満足度 在宅療養率
活動状況・ 連携状況	プロセス 指標	在宅医療の認知度 場所別の死亡割合（死亡小票分析） 入退院時の連携（退院時共同指導料，退院調整加算， 介護支援連携指導料）
提供体制等		最期を迎えたい場所の希望割合 在宅医療・介護サービスの実績 （医科，歯科，薬剤，看護，リハビリ，定期巡回等）
	ストラク チャー 指標	訪問診療を行う診療所数 訪問歯科診療を行う診療所数 訪問薬剤指導を行う薬局数 訪問看護ステーション数，訪問リハビリ事業所数 居宅介護支援事業所数，訪問介護事業所数 地域密着型サービス数，高齢者入所施設数 等

研究データの授受に関する覚書（案）

柏市（以下「甲」という。）と東京大学高齢社会総合研究機構（以下「乙」という。）は、甲が令和元年 月 日付け柏保地第 号で提供するデータを研究利用するにあたり、以下の通り、覚書を締結する。

1. 情報の提供

甲が提供するデータは、柏市個人情報保護条例第2条第2項の個人情報に該当しないデータ（匿名化処理を実施したもの）とする。甲あるいは甲の代理者は、研究データを記録した磁気媒体を直接乙に引き渡す。

2. 秘密保持義務

乙は、研究データを分析・研究以外の目的に使用してはならない。乙は、研究データを甲の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示、提供又は漏洩してならない。本項の規定は、本覚書の有効期間が終了した後、又は解除された後においても同様とする。

3. 管理

乙は、甲から提供された研究データを厳重に管理し、漏洩や改竄の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

<具体的な措置の例>

- ・ 記録媒体（SSD、HDD等）、分析用端末、情報を記録した紙などは施錠できるキャビネット等に保管すること。
- ・ 記録媒体や分析用端末には、パスワード使用等のセキュリティ対策を講じること。
- ・ 情報の保管・分析は施錠できる部屋で行い、入室者を特定すること。
- ・ 一時的に情報を持ち出す場合には、盗難・紛失防止に努めること。

4. 研究成果の公表

- ① 乙は、研究データに基づく研究成果を公表する際には、甲に対して通知するものとする。
- ② 乙は、研究データに関して、個人が識別される又は識別される可能性がある研究成果については、公表してはならない。

5. 有効期間

本覚書は、本覚書の締結日より効力を生じ、甲乙が本覚書の終了につき、別途書面で合意する日まで有効に存続するものとする。

6. 廃棄

乙は、研究終了後、適切な期間のデータ保管期限を経た後、研究データを判読・再生不可能な状態にした上で廃棄する。ただし、甲から別途、指示がある場合にはこれに従うものとする。

7. 事故の報告

乙は、この覚書に違反する事態が生じた場合、速やかに状況を調査するとともに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本項の規定は、本覚書の有効期間が終了した後、又は解除された後においても同様とする。

8. 損害賠償

乙は、本覚書に違反し、乙の責により生じた損害について、乙は甲に現実に生じた通常の直接損害に対して、賠償責任を負うものとする。

9. 協議

本覚書について疑義が生じた場合、又は本覚書で定めのない事項については、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

10. 本覚書の解除

乙が、本覚書に違反した場合、甲は、本覚書の解除を行うことができる。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名、押印の上、各1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 柏市柏五丁目10番1号
 柏市
 柏市長 秋 山 浩 保

乙 文京区本郷7-3-1工学部8号館713
 東京大学高齢社会総合研究機構
 機構長 大 方 潤一郎